

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）松村ビル

埼玉県川越市小室字亀甲五十四番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 店舗敷地北側東西道路（市道七千百一号线）は川越市の生活道路に位置づけられているため、店舗来客車両が同市道西側方向（小室保育園方面）及び店舗敷地北側住宅地方面（市道七千百号線及び市道七千五百三十七号線）へ流入しないよう、注意標識・看板を設置すること。

(2) 店舗への出入庫の際に店舗外周道路へ影響がないよう、必要に応じて交通誘導員やサイン看板の配置をし、駐車場内の誘導を円滑に行うこと。

また、店舗外周道路において車両が滞留しないよう、交通需要に応じて駐車場内に滞留スペースを設けるなど、出来る限り道路に影響を及ぼさないよう対策をすること。

(3) 近隣の店舗、関係機関等と連携を図り、付近一帯の渋滞対策を検討すること。

(4) 店舗外周道路の区画線類について、警察と調整をしたうえで、川越市防犯・交通安全課と別途協議すること。

(5) 店舗の出店により店舗出入口付近の視認性が悪くなる場合は、カーブミラー設置について別途関係機関等と協議すること。

(6) 児童生徒の安全確保について、以下の点に注意すること。

(一) 店舗周辺道路は、川越市立泉小学校及び川越市立野田中学校の学区にあたり、児童生徒の通学や生活に利用されているため、児童生徒の交通事故防止に十分に留意すること。

(二) 工事開始後、計画地周辺に工事車両が出入りする際、児童生徒が交通事故の被害に遭わないよう十分な安全対策をすること。特に、七時三十分から八時三十分は、児童生徒の登校時間に、十四時以降は下校及び下校後活

動する時間帯であることを理解し、万全な安全対策をすること。

(三) 店舗新設後、児童生徒が荷捌きの搬入車両及び店舗利用者の車両による交通事故の被害に遭わないよう、安全対策に配慮すること。特に、一般客が多く来店する時間帯と児童生徒の下校時間は重なることが考えられるため、この時間帯においては、児童生徒の交通安全及び店舗付近の安全確保について配慮すること。

## 二 縦覧期間

平成二十八年四月二十六日から平成二十八年五月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター